

令和 8 年度版



狛江市 シルバー ガイドブック

Senior Services Guide

相談窓口

活動・生きがい

健康づくり・介護予防

見守りサービス

生活支援サービス

認知症支援

住まい

その他

福祉保健部高齢障がい課

目 次

相談窓口

地域包括支援センター	1
市役所の相談窓口	2
市民相談	2
その他の相談窓口	3
こまほっとシルバー相談室	3
民生委員・児童委員	3
医療安全支援センター「患者の声相談窓口」	3
東京消防庁救急相談センター	4
高齢者安心電話	4
スマホ相談所	4
社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会	5
コミュニティソーシャルワーカー	5
ふらっとなんぶ	5
生活福祉資金貸付制度	6
あんしん狛江	7
成年後見制度	8

活動・生きがい

老人クラブ	9
シルバー人材センター	10
老人福祉センター	11
市民農園	11
シニアふれあい食堂	12
狛江市市民活動支援センター	12

健康づくり・介護予防

狛江市民総合体育館	13
狛江市文化財散策マップ	13
通所型サービスB（屋内での体操や運動）	14
うんどう教室・遊具（公園での運動）	15
あいとぴあセンタープール	15
アクティブシニアサポーター養成講座	16
認知症予防講座（絵本の読み聞かせ講座）	16
オーラルフレイル講座（口腔機能向上プログラム）	16
かくれ嚥下障がいの相談（摂食嚥下機能支援）	17
歯周病検診・口腔機能診査	17
在宅寝たきり高齢者訪問歯科診療相談窓口	17
健康診査	18

見守りサービス

サービス一覧	19
福祉電話あんしんS（緊急通報装置）の使用料助成	19
高齢者救急代理通報システム	20
電話訪問サービス	20
認知症高齢者位置情報提供サービス	21
お食事の宅配事業者のご案内	21
居宅内からごみ置場への日常的なごみ出しサポート	22
高齢者のための熱中症予防スポット	22

生活支援サービス

サービス一覧	23
福祉有償運送（ハンディキャブ）	24
笑顔サービス	25
シルバー人材センターの家事援助サービス	25
訪問型サービスA・B（家事等の生活援助）	26
入浴券の交付	26
理美容サービス	27
在宅高齢者等おむつ支給	27
居宅内に蓄積したごみの片付け費用の給付	28
補聴器の購入費用の助成	29
高齢者自立支援【住宅改修費】の給付	30
高齢者自立支援【日常生活用具】の給付	31
おむつ代を医療費控除として確定申告するための確認書の交付	33
東京都シルバーパス	34
狛江市高齢者運転免許証自主返納推進事業	34

認知症支援

認知症の早期発見・早期対応	35
認知症普及啓発（認知症への正しい理解）	36
認知症家族支援	37
狛江市認知症あんしんガイド	38

住まい

シルバーピア	39
老人ホームなどの施設の概要	40
特別養護老人ホームの申込みについて	41

こまるっとナビ（社会資源把握支援サービス）	41
特別養護老人ホーム一覧表（市内施設）	42
住まい探しの相談窓口	42
みんなのあんしん介護保険	42
都営住宅	43

その他

障害者控除対象者認定書の交付（確定申告）	46
特別障害者手当	47
狛江市生き生きノート（介護予防手帳）	47
敬老金・敬老記念品	48
狛江市エンディングノート	48

一日一日をより充実したものにしていただくためにも、ぜひ本誌をご活用ください。



相談窓口

■地域包括支援センター

高齢者やその家族などの生活の困りごと、健康づくり、介護に関する悩み、虐待や認知症に関する相談を受け付けています。センターには、保健・医療・福祉の専門職である保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが在籍しています。下記のお住まいの地域の窓口へご相談ください。



あいとぴあ地域包括支援センター		
担当地区	中和泉・西和泉・元和泉・東和泉にお住まいの方	
開所日時	月～土曜日（第3土曜日、祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時30分	
所在地	元和泉2-35-1 あいとぴあセンター内	
電話	☎ 03-5438-3565	
地域包括支援センターこまえ正吉苑		
担当地区	和泉本町・東野川・西野川にお住まいの方	
開所日時	月～土曜日（祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時30分	
所在地	西野川2-27-23	
電話	☎ 03-5438-2522	
地域包括支援センターこまえ苑		
担当地区	岩戸南・岩戸北・猪方・駒井町にお住まいの方	
開所日時	月～土曜日（祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時30分	
所在地	岩戸南4-17-17	
電話	☎ 03-3489-2422	



高齢者虐待について

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した方は、法に基づき、速やかに通報することとされています。虐待を受けたと思われる高齢者のお住まいの地域の地域包括支援センター、または次ページの福祉相談課相談支援係へご相談ください。

■市役所の相談窓口

相談内容	お問い合わせ先	電 話
介護保険	高齢障がい課 介護保険係	☎03-3430-1262
心身障がい者等手当	高齢障がい課 障がい者支援係	☎03-3430-1249
高齢者福祉サービス	高齢障がい課 高齢者支援係	☎03-3430-1251
後期高齢者医療保険	保険年金課 医療年金係	☎03-3430-1269
国民年金	保険年金課 医療年金係	☎03-3430-1267
国民健康保険	保険年金課 国民健康保険係	☎03-3430-1271
生活保護の相談	福祉相談課 生活支援係	☎03-3430-1241
障害福祉サービス	福祉相談課 相談支援係	☎03-3430-1246
高齢者虐待		
生活困窮全般の相談	こまYELL（エール）	☎03-3430-1111
ヘルプマークの配布	福祉政策課 福祉政策係	☎03-3430-1240
車いすの貸し出し		
成年後見制度		
住まい探し相談申込み		
民生委員へ相談したい		
健康に関する相談	健康推進課 健康衛生係	☎03-3488-1181
消費生活トラブル	狛江市消費生活センター（市役所2階） ※午前9時～正午、午後1時～3時	☎03-3430-1111



市民相談



市広報誌『広報こまえ』の毎月1日号最終ページでは【市民相談】情報を掲載しています。「行政・法律」では、法律相談、相続相談、登記相談、税務相談、行政相談等、それぞれの分野の専門家や担当者が親身になって、解決策をともに考えます。

お気軽にご相談ください

【受付】秘書広報室 広報広聴担当 ☎03-3430-1149



■その他の相談窓口

こまほっとシルバー相談室

高齢者やその家族などが困りごとなどを相談できる窓口です。高齢者の見守り活動も行っています。

【開所時間】

平日 午前9時～午後5時（年末年始を除く）

【窓口】

●狛江団地

和泉本町4-7-51

☎03-3430-7121

上和泉地域センター内 1階 身障者談話室

●多摩川住宅

中和泉4-23-1 1階（根川さくら通り沿い）

☎03-3480-6150

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手として、住民の立場に立ち、一人ひとりに寄り添いながら、主に福祉に関するさまざまな相談に応じています。「人格を尊重し、秘密を守ること」、「差別的な取り扱いをしないこと」などが民生委員法で義務付けられています。

民生委員・児童委員への相談をご希望の方は、窓口までお問い合わせください。

【窓口】

福祉政策課 福祉政策係 ☎03-3430-1240

委員一覧→



医療安全支援センター「患者の声相談窓口」

安心して医療機関に係るための方法を一緒に考える相談窓口です。お話をよく伺いしただうえで、相談者と医療機関等との信頼関係の構築へ向けての助言を行います。ご相談の内容によっては、適切な担当部署・専門機関をご案内します。

【相談受付時間】

平日 午前9時～12時、午後1時～5時

【相談方法】

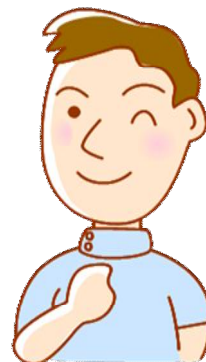
原則、電話で30分以内

【相談料金】

無料（通話料は自己負担）

【窓口】

- ・東京都内にある病院（病床数が20床以上） 東京都医療安全支援センター ☎03-5320-4435
- ・診療所やクリニックの相談（診療所等の所在地を所管する保健所）
 - 狛江市を所管する保健所 多摩府中保健所医療安全支援センター ☎042-362-4691



東京消防庁救急相談センター

急な病気やけがをした場合に、「今すぐ病院に行ったほうがいいのかな?」、「救急車を呼んだほうがいいのかな?」など迷った際の相談窓口です。センターでは、相談医療チーム(医師、看護師、救急隊経験者等の職員)が、24時間・年中無休で対応しています。



#7119

(携帯電話、PHS、プッシュ回線)



→こちらからもつながります ☎042-521-2323 (多摩地区)

また、自ら緊急性の判断ができる「東京版救急受診ガイド」を東京消防庁ホームページ上で提供しています。パソコン、スマートフォン、携帯電話から利用することができます。ぜひご利用ください。

なお、ご利用には通常の通信料がかかります。

高齢者安心電話

高齢者やご家族の心配事、悩みごとに対して、情報提供を主として電話による相談を受けています。高齢者福祉制度に関することから家族の介護に関すること、生きがいや人間関係のことなど、多岐にわたるご相談に対応しています。

【窓口】

公益社団法人 東京社会福祉士会 ☎03-5944-8640

毎日 午後7時30分～午後10時 (年中無休)

スマホ相談所

狛江市シルバー人材センター会員が相談員となり、スマホ(スマートフォン)の基本的な使い方相談を受けます。

※相談できる内容は基本的な操作となります。

※端末の設定変更や個別のアプリの操作方法については、内容によってはお受けできない場合があります。

【対象者】

スマートフォンをお持ちで、使い方が不慣れな方

【場所】

市役所2階ロビー

【開所日・時間】

月・金曜日 午後2時～午後5時(原則1回30分)

【費用】

無料

【申込受付】

狛江市シルバー人材センター ☎03-3488-6735

※相談所へ直接来られた場合、事前予約の方が優先です。



■社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会

社会福祉協議会（社協）は地域福祉を推進する民間団体です。地域の様々な福祉関係者などが参加して、誰もが暮らしやすいまちをつくるために活動しています。

【所在地】

狛江市元和泉2-35-1 あいとぴあセンター内

【アクセス】

小田急線狛江駅北口から徒歩15分

小田急線狛江駅北口から小田急バス・多摩川住宅行「福社会館前」下車



コミュニティソーシャルワーカー

地域の気になることを気軽に相談できる窓口として、コミュニティソーシャルワーカーを配置しています。「困っていることがあるけど、どこに相談したらいいのかわからない」など、福祉に関する困りごとや気になることがありましたらお気軽にご相談ください。

【窓口】

狛江市社会福祉協議会 地域福祉課 市民活動支援係 地域共生社会推進担当

☎03-3488-0313（直通） 平日 午前8時30分～午後5時（土日祝、年末年始を除く）

ふらっとなんぶ

「ふらっとなんぶ」は、どなたでも訪れることができる、学校、職場、自宅ではない第三の居場所です。地域に住むみなさんが集い、ゆるやかに交流することができます。高齢者のお困りごとや福祉、子育てに詳しい職員が常駐しており、高齢者、子育て世代、子ども、障がい者への支援の充実を目指し、悩みごとや困りごとの相談にも応じています。

ぜひ、ふらっとお越しください。

【所在地】 狛江市駒井町3-7-1

1 階	1階のリビング及び和室は、誰でも利用できるフリースペースとしています。イベント（健康麻雀、ふらっとCafé、将棋など）開催時は主にリビングを使用します。和室では、ゆっくりとくつろげるよう座布団も用意しています。館内にはウォーターサーバーも設置していますので、水分補給等にご利用ください。
2 階	2階のリビング及び和室では、主に乳幼児向けのフリースペースやイベント等を開催しています。

【窓口】

多世代・多機能型交流拠点ふらっとなんぶ

☎03-6774-4160

平日 午前9時～午後5時（土日祝、年末年始を除く）



生活福祉資金貸付制度

所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする制度です。

【留意事項】

- ・貸付にはそれぞれ要件、審査があり、状況（負債の額、用途等）によってはお貸し付けできない場合があります。
- ・相談から審査・決定、送金まで早くても2カ月程度かかりますので、早めのご相談をお願いいたします。（緊急小口資金の場合、早くても1週間程度）

（１）福祉資金

具体的な利用目的がある場合に該当する資金種類の貸付を行います。

〈福祉費の資金種類〉

- ・葬祭 ・住居の移転等 ・障害者用自動車購入 ・福祉用具等の購入
- ・負傷または疾病の療養 ・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費など

（２）教育支援資金

（３）緊急小口資金

- ・医療費等を支払ったために臨時の生活費が必要なとき
- ・年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なときなど

（４）総合支援資金

再就職に向けて、世帯の生活再建を支援する制度です。離職等により日常生活全般に困難を抱えた世帯の立て直しのために、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸付を行う制度です。

（５）不動産担保型生活資金

自己所有の不動産(土地・建物)に住み続けることを条件として、高齢者のみの世帯に対して、不動産を担保に生活資金を貸し付けます。



詳細については、「東京都社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業」のページにPDFファイルがありますので、ご参照ください。

【窓口】

狛江市社会福祉協議会 総務課 生活支援係 生活福祉資金担当 ☎03-3488-0294（代表）
平日 午前9時～午後5時（土日祝、年末年始を除く）

判断能力が不十分な高齢者・障がい者が、安心して生活できるように、福祉サービス利用支援及び成年後見等の利用支援を行っています。また、一人暮らしや支援可能な親族等のいない高齢者等を対象に相談及び契約に基づく支援を行っています。

（１）福祉サービス総合支援事業

- ・福祉サービスの利用に際しての苦情対応
- ・弁護士による苦情・権利擁護相談 ※事前予約制
- ・『成年後見制度』の利用についての相談 ※本誌８ページ参照
- ・福祉サービス利用援助事業
- ・その他の福祉サービスに関する相談

（２）地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

もの忘れや認知症のある高齢者の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方で、判断能力が十分ではなく自己選択や自己決定に支援が必要な方を対象とした事業です。

（ただし、契約能力のある方に限ります。）

福祉サービスの利用援助 （基本サービス）	定期的に訪問し、福祉サービスを利用する手続き（利用の仕方、そのための手続き等）、福祉サービス利用料の支払いのお手伝いをします。
日常的金銭管理サービス （選択サービス）	福祉サービスを利用する上で、日常生活に必要な預貯金の払戻しや預入れ、公共料金等の支払いをお手伝いします。日常生活で使用する通帳のお預かりもできます。
日常生活支援サービス （選択サービス）	日常生活を送る上で必要な郵便物をご本人と一緒に確認し、各種行政手続きなどがスムーズに行えるように、支援をします。
書類などの預かり （選択サービス）	通帳、実印、年金証書、保険証書、権利証、契約書等、日頃使用しない大切な書類をお預かりします。（※マイナンバーカード及びマイナンバーが記載された書類については、お預りできません。）

（３）あんしん未来事業（単身高齢者等支援事業）

「いつか」「もしも」の相談窓口 （相談・コーディネート事業）	老後に関する不安や心配事について相談できる窓口です。日常生活のこと、入退院や施設入所のこと、亡くなった後のことについてなどの相談に応じ、必要な情報の提供や具体的な手段についてご案内します。
契約に基づく支援 （直接支援事業）	ご本人と狛江社協とが契約を交わしたうえで、福祉サービスを利用するための契約のお手伝いや入退院時の支援、サービス利用料や入院費用の支払い等のお手伝いをします。

【窓口】

狛江市社会福祉協議会 地域福祉課 権利擁護係 あんしん狛江担当 ☎03-3488-5603
平日 午前８時30分～午後５時（土日祝、年末年始を除く）

成年後見制度

認知症等により、物事を判断する能力が十分ではない方について、その方の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、法律的に支援する制度です。

今必要な方にも、これからの方にも、それぞれにあった制度があります。

(1) 「任意後見制度」

十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備え、あらかじめご本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。

(2) 「法定後見制度」

判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。対象者の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。

※助成制度

資産や所得が少なく、費用的な問題で成年後見制度を利用できない方を対象とした助成制度があります。

●成年後見制度の利用についての相談

成年後見制度の概要、手続きについての説明、その他相談を、あんしん粕江担当職員がお受けします。

申立て前から成年後見人等が選ばれた後まで、制度等の説明・各種相談等を、地域の身近な窓口として職員がお受けします。また必要に応じ、専門相談（弁護士及び司法書士）につなげます。

※弁護士や司法書士などによる専門相談・書類作成に当たっては、別途費用がかかる場合があります。

【窓口】

- ・粕江市社会福祉協議会 地域福祉課 権利擁護係 あんしん粕江担当 ☎03-3488-5603
平日 午前8時30分～午後5時（土日祝、年末年始を除く）
- ・市役所福祉政策課 福祉政策係 ☎03-3430-1240



活動・生きがい

■老人クラブ

会員の教養の向上、健康の増進、レクリエーションなどの活動、地域社会との交流を目的として、会員が自主的に活動を行っています。お気軽に窓口へお問い合わせください。

【対象】

市内在住のおおむね60歳以上の方

【費用】

年会費 1,200円

(※クラブにより別途費用がかかる場合があります。)

【窓口】

高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251



名 称	主な活動地域
第一長寿会	中和泉二～五丁目
第二長寿会	岩戸南全域
第三長寿会	東野川全域、西野川全域
南部長寿会	猪方全域
あづま会	岩戸北全域
第五長寿会	中和泉一丁目、元和泉全域
第六長寿会	東和泉全域
和泉本町健康クラブ	和泉本町全域（都営狛江団地を除く）
駒井町健康クラブ	駒井町全域
狛江団地若草会	和泉本町四丁目7番(都営狛江団地)
狛江団地健康クラブ	和泉本町四丁目7番(都営狛江団地)
はなみずき会	狛江セントラルハイツ
百の会	西和泉全域
ハイタウンかわせみ会	狛江ハイタウン ※狛江市老人クラブ連合会は未加入

■シルバー人材センター

無理なく、楽しく、健康的に！おおむね週20時間、月10日程度の生きがい就業です。
(副業可。定年なし。)

企業や家庭、公共団体などから、地域社会に密着した臨時的、短期的かつ軽易な仕事を有償で引き受け、これを登録会員に提供します。提供を受けた会員は、就業の実績に応じて一定の配分金を受け取ります。

【対象】

市内在住の60歳以上の方、健康で就業意欲のある方

【費用】

会費 2,000円／年

【手続き】

入会を希望する方は窓口までお電話ください。

【窓口】



	本 所	いずみ支所
電 話	☎ 03-3488-6735	電話なし
所在地	猪方4-13-1	岩戸北2-1-18
営業日	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	月・水・土曜日（祝日を除く） 午前10時～午後4時
その他	《入会説明会》※毎月1回 開催日／第2月曜日（月曜日が祝日の場合は、翌日火曜日） 時間／午後1時から約2時間 会場／シルバー人材センター本所2階	

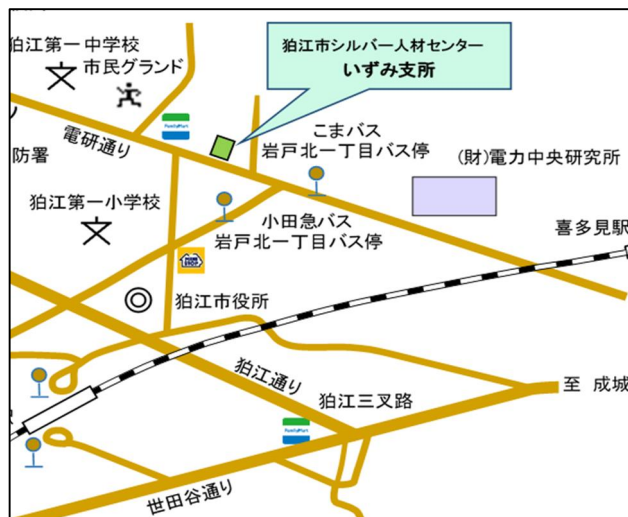


【所在地マップ】

〈本所〉



〈いずみ支所〉



■老人福祉センター

高齢者の憩いの場となる施設です。利用には個人登録が必要です。

【利用施設】

所在地（元和泉2-35-1）	施設名
あいとぴあセンター地下1階 ※「狛江市老人福祉センター使用承認証」の申請が必要です。	和室（2部屋）※飲食可
	休憩コーナー（和室）※飲食可、テレビあり
	ボランティア室（テーブルとイス）※要予約
あいとぴあセンター4階	あいとぴあセンタープール（屋内プール） ※申込については本誌15ページをご覧ください。

【対象者】

- ・地下1階施設 市内在住の60歳以上の方
- ・4階プール 市内在住の65歳以上の方

申請書 →



【地下1階利用の申請方法】

「狛江市老人福祉センター使用承認証」の申請書を老人福祉センター地下1階受付または下記窓口へ提出してください。受付後、発行が決定した方には、使用承認決定通知書と使用承認証を申請者へ郵送します。使用の際は、使用承認証を地下1階受付にご提示ください。

【利用料金】

無料

【利用日】

午前9時～午後5時（第3土曜日、祝日、年末年始を除く）

【窓口】

高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251



■市民農園

市民農園は、自然とふれあい、農業に対する理解を深めることを目的で設けられています。農園には、主として一般世帯区画、シルバー世帯区画（65歳以上の方のみで構成される世帯）があります。

【使用区画】

1区画あたり約13㎡（1世帯1区画のみ）

市民農園一覧 →



【管理料】

- ・一般世帯区画 6,500円／年
- ・シルバー世帯区画 4,550円／年

【使用期間】

原則2年間で、1回に限り更新することができます。
（最大4年間使用）

【窓口】

産業振興課 農政係 ☎03-3430-1239



■シニアふれあい食堂

地域の高齢者の会食を通じた交流の場として、市内2カ所で開催しています。

	つどいの場みらい	月末食堂
予約申込	☎ 03-6773-9084 ☎ 080-7994-9929 担当／市川	☎ 090-1803-8319 担当／市原
参加費	200円	300円
所在地	中和泉2-3-13	東和泉1-32-3-102 スペース102
開催日	毎月第1金曜日 午後1時～午後2時	毎月第4木曜日 午後5時～午後6時 ※要予約
対象者	市内在住 おおむね65歳以上の方	



■狛江市市民活動支援センター

市民の方々の生活をより良くするため、地域活動に取り組みたい個人や団体を支援します。

- ・趣味や特技を活かしたい！
- ・空いている時間を使って地域活動に参加したい！
- ・団体の立ち上げや運営について相談したい
- ・自分たちの活動を紹介したい！輪を広げたい

一緒に活動
しましょう



【開館時間】

午前9時～午後5時

【休館日】

第1・3火曜日、年末年始

【窓口】

狛江市市民活動支援センター ☎ 03-5761-5556

こまえみらいテラス内（旧狛江市民センター）和泉本町1-1-5



健康づくり・介護予防

■狛江市民総合体育館

☎03-3430-1141 （和泉本町3-25-1）

個人利用は、個人開放日（週間区分表参照）であれば自由に利用できます。

トレーニング室のみ利用登録が必要です。

【利用時間】

施設名	利用時間	休館日
アリーナ1・2	午前9時～午後9時 ※種目により異なります。	偶数月・第3木曜日 （祝日の場合は翌日） 年末年始
スタジオ1		
ランニング走路		
トレーニング室		

詳細 ↓



【利用区分・料金】

施設名	種 目	料 金		
		大 人		子ども（18歳以下）
アリーナ1・2 スタジオ1	ピククルボール・バドミントン ビーチボール・卓球・エアロビクス・ストレッチ・体操など	市内	市外	100円
	ランニング走路	250円	500円	
トレーニング室	トレーニング			

※トレーニング室の利用は、15歳以上（中学生を除く）からご利用いただけます。

※個人開放は、2時間15分（スパン）ごとの入替制です。

■狛江市文化財散策マップ

文化財散策マップは、市内の寺社・史跡・文化財などとともに、まち歩きのための散策ルートを紹介するマップです。狛江の歴史や文化財などに親しむためのツールとしても活用できます。



様々な散策コースを掲載しています。

- ・水の記憶コース
- ・多摩川清遊コース
- ・狛江百塚コース
- ・狛江散策「狛」コース
- ・狛江散策「江」コース



※社会教育課窓口や、むいから民家園などで配布（無料）しているほか、上記のQRコードからご覧いただけます。

【窓口】

社会教育課 文化財担当 ☎03-3430-1342

■通所型サービスB（屋内での体操や運動）

住民ボランティアが主体となって、体操や運動等の活動を行う「通いの場」です。要支援認定者等の高齢者を中心に、誰でも参加することができます。

【対象者】

おおむね65歳以上の方（随時申込み受付）

【費用】

団体により異なる（無料から月2,000円まで）

【活動一覧】



	活動日時		団体名	活動場所
1	月曜日	午前	野川元気スクール	野川地域センター
2			参番館元気スクール	
3	火曜日	午前	令和クラブ	あいとぴあセンター
4	水曜日	午前	えがおいきいき	あいとぴあセンター
5			野川友の会	野川地域センター
6			「コグニサイズ」チャレンジクラブ	和泉多摩川地区センター
7			岩戸いきいき体操クラブ C	南部地域センター
8			岩戸いきいき体操クラブ D	
9		午後	ハンズプレイス	グランドメゾン
10	木曜日	午前	狛江元気スクール	上和泉地域センター
11			和泉元気スクール	
12	金曜日	午前	南部友の会	南部地域センター
13			岩戸いきいき体操クラブ A	岩戸地域センター
14			岩戸いきいき体操クラブ B	



【申込】

下記の窓口へ、希望する団体をお伝えください。担当者が、団体の代表者へ連絡し、見学等のご案内をします。

【窓口】

高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251

■うんどう教室・遊具（公園での運動）

市指定の講習を受講した市民が、「高齢者運動推進員」となって運営する教室です。公園に設置してある運動遊具を使って簡単な体操を行います。誰でも参加することができます。

【対象者】

おおむね65歳以上の方

【費用】

無料

【参加方法】

事前予約は不要です。動きやすい服装でお越しください。

8月は熱中症予防のためお休みします。

※雨天時等、天候不良の際は中止になる場合があります。

【活動一覧】

活動場所	活動日時	雨天時等 屋内実施場所
西河原公園	第1・3金曜日 午前10時30分～	あいとぴあセンター
藤塚第四児童公園	第1・3金曜日 午後2時～	狛江団地第2集会所
谷戸橋南広場	第2・4木曜日 午前10時30分～	
岩戸川緑地公園	第2・4木曜日 午後2時～	

【窓口】

高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251



■あいとぴあセンタープール

あいとぴあセンター4階の屋内温水プールを開放しています。

【対象者】

市内在住の65歳以上の方（申込の時点）

※市内在住の障がい者の方、障がい者施設・団体の詳細は、

高齢障がい課 障がい者支援係 ☎03-3430-1249 へお問い合わせください。

【使用時間・定員】

月・火曜日の午前9時から正午まで

定員／各曜日30名 ※申込時にどちらか曜日を選択します

【使用料金】

1,000円（半年分）

【申込】

前期（4～9月）、後期（10月～3月）に分けて募集します。窓口で申請してください。申込者多数の場合は抽選になります。詳細は、広報こまえ8月～9月号及び2月～3月号に掲載します。

【窓口】

高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251



※15メートル×5レーンの広さです。

■アクティブシニアサポーター養成講座

有償ボランティアとして活動するための運動や指導を学びます。（年2回受講生を募集）
講座修了後は「高齢者運動推進員」として市内で活動することができます。



【対象者】

40歳以上の方で介護予防活動のボランティアに興味がある方

【費用】

無料

【申込】

詳細は広報こまえでお知らせします。

【窓口】

高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251

■認知症予防講座（絵本の読み聞かせ講座）

絵本の読み聞かせ方法（発声、選書、感情表現等）の習得と実践、受講後の活動を支援します。認知機能の維持・向上と社会貢献を同時に行うことができます。（全17回）



【対象者】

おおむね65歳以上の方

【費用】

無料

【申込】

詳細は広報こまえでお知らせします。

【窓口】

高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251

■オーラルフレイル講座（口腔機能向上プログラム）

いつまでも「おいしく」「楽しく」生活するために、健口体操（口や顔などの筋肉を動かしながら口腔機能を高める体操）や、ブラッシングの方法等、お口の健康について楽しく学びます。

【対象者】

65歳以上の方、家族や専門職等支援に携わる方

【費用】

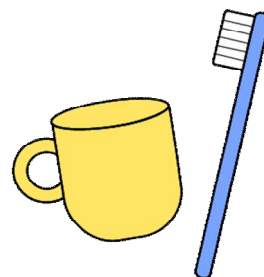
無料

【申込】

詳細は広報こまえでお知らせします。

【窓口】

高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251



■かくれ嚥下障がいの相談（摂食嚥下機能支援）

加齢や病気などで、食べる機能が低下して、むせる（咳き込む）、飲み込みにくい、食べる量が減ったなどの症状が出る場合があります。誤嚥性肺炎や窒息事故につながる場合もあるため、早めに気づき、対応することがとても大切です。気になることがありましたらご相談ください。

【対象者】

市内在住の方

【窓口】

健康推進課 健康衛生係 ☎ 03-3488-1181



■歯周病検診・口腔機能診査

歯周病菌はサイレントキラーとも呼ばれ気づきにくい病気です。心臓病、動脈硬化、糖尿や肥満など全身疾患との関係も明らかになってきています。ご自身では気づきにくい歯周病。無料で行われる歯周病検診にぜひ行きましょう。

【受診期間】

令和8年6月1日（月）～12月28日（月）

【対象者】

20歳以上の市民の方（平成18年3月31日以前生まれの方）

【費用】

無料

【申込】

実施医療機関に直接申し込み

実施医療機関一覧 →

【窓口】

健康推進課 健康衛生係 ☎ 03-3488-1181



■在宅寝たきり高齢者訪問歯科診療相談窓口

在宅で寝たきりの状態にあり、通院による歯科診療を受けることが困難な方に、訪問診療についてご案内します。かかりつけ歯科がない、相談する場所が分からないなどありましたら、いつでもご相談ください。

【対象者】

市内の居宅に在住の65歳以上の寝たきりの方及びこれに準ずる状態にある方で、通院による診療を受けることが困難な方

【窓口】

健康推進課 健康衛生係 ☎ 03-3488-1181



■健康診査

生活習慣病の予防・早期発見のために、市内の健診実施医療機関で問診、身体測定、血圧測定、検尿、血液検査などの検査を行います。

ただし、医師が必要と判断した方については、心電図、眼底検査、胸部レントゲン検査などを実施します。

元気にいきいきとお過ごしいただくため、健診を受診してください。

【対象者】

- ・40歳以上の生活保護受給者
- ・後期高齢者医療制度に加入されている75歳以上の方
(後期高齢者医療制度に加入されている65歳～74歳で一定の障がいがある方を含む。)

【実施期間】

令和8年6月1日(月)～12月28日(月)

※誕生月に関係なく、実施期間内は何月でも受診できます。早期受診をおすすめします。

【健診費用】

無料

【受診の際持っていく物】

- ☐ 後期高齢者受診券質問票 ☐ マイナ保険証または資格確認書

※対象となる方には、5月下旬(予定)に受診券を発送します。

※4月2日以降に、後期高齢者医療制度に新たに加入された方及び狛江市に転入された後期高齢者医療制度に加入中の方で、健康診査の受診を希望する方は、受診券を送付しますので、窓口までご連絡ください。

すでに令和8年度中に健康診査を受診された方は受診できません。

【受診方法】

市内健診実施医療機関に予約の上、受診してください。

【窓口】

健康推進課 健康衛生係 ☎ 03-3488-1181

健診内容及び市内健診実施医療機関一覧 →



見守りサービス

サービス一覧

事業名	窓口	掲載ページ
福祉電話あんしんS（緊急通報装置）の使用料助成	・ 高齢障がい課 高齢者支援係	19
高齢者救急代理通報システム	・ 各地域包括支援センター	20
認知症高齢者位置情報提供サービス	（本誌1ページ参照）	21
電話訪問サービス	狛江市社会福祉協議会 総務課 生活支援係	20
お食事の宅配事業者のご案内	高齢障がい課 高齢者支援係	21
居宅内からごみ置場への日常的なごみ出しサポート		22
高齢者のための熱中症予防スポット		22

■福祉電話あんしんS（緊急通報装置）の使用料助成

高齢者が身体の不調等緊急の状態に陥った場合、事前に登録した親族や知人の方へ通報することにより緊急事態を知らせることができる「緊急通報ボタン」の設置（貸与）費用及び機器の使用料を助成します。

※NTT回線のみ取付けが可能です。

（NTT@ビリングを利用している場合は解約する必要があります。）

※機器はレンタル品です。助成取消しの際には、機器を返却していただきます。

【対象者】

市内在住のおおむね65歳以上の一人暮らしや、高齢者のみの世帯、または同居家族が日中不在にしがちな世帯の方

【費用】

無料

【手続き】

窓口にてNTT回線に該当するかを確認いただき、申請書を窓口へ提出してください。助成決定後にNTTの社員が機器設置に伺います。

【窓口】

- ・ 高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251
- ・ 各地域包括支援センター（本誌1ページ参照）



機器の見本



←申請書

■高齢者救急代理通報システム

【対象者】

市内在住の75歳以上の一人暮らしで、心臓等に慢性疾患がある等、日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある方

【内容】

- (1) 緊急通報ボタンの貸与（据置型と持ち運び可能なペンダント型）
- (2) 人の動きを感知する生活リズムセンサーの設置



- ・緊急通報ボタンが押されたとき
- ・生活リズムセンサーに一定時間生活反応がないとき

委託事業者（民間の警備会社）の受信センターに通報が入ります。通報を受けた委託事業者が安否確認をしたうえで、現場へ急行し、状況に応じて救急要請及び事前に登録された緊急連絡先に連絡します。

- 【費用】・住民税課税の方 月額 330円（消費税込） ※委託事業者による口座振替
・非課税の方 無料

※機器設置・撤去に要する費用の利用者負担はありません。ただし、転居などにより再設置に要する費用は実費負担が発生します。また、機器などの電気料金、通報及び保守点検時の電話料金などは全額利用者の負担となります。

【確認事項】

- ・委託事業者に自宅の鍵を預けていただきます。
- ・設置には固定電話回線が必要です。（一部の回線では利用できない場合があります。）

【手続き】

本制度の利用を希望される方は、下記の窓口へご相談ください。（窓口で申請後、地域包括支援センター職員及び委託事業者が訪問調査を行い、市が利用の可否を決定します。）

【窓口】

- ・高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251
- ・各地域包括支援センター（本誌1ページ参照）

申請書→



■電話訪問サービス

ボランティアグループ「狛江電話訪問はとの会」が、電話を通じた見守り活動と孤立死防止の活動を行っています。研修を積んだボランティアが定期的に電話をかけ（電話訪問）、不安感・孤立感を解消することで、精神的な安定を図るとともに、安否などを確認します。なお、守秘義務により、会話の中で知り得たプライバシーに関する情報は一切口外しません。

【対象者】

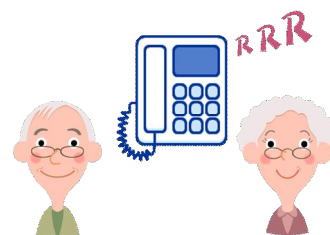
市内在住のおおむね65歳以上の一人暮らしの方、高齢世帯、外出困難な障がいのある方

【電話訪問日】

週2回（月・木曜日、または火・金曜日） 午後1時30分～午後4時

【窓口】

狛江市社会福祉協議会 総務課 生活支援係 ☎03-3488-0294



■認知症高齢者位置情報提供サービス

認知症の高齢者が、一人歩き中に道に迷ってしまったとき、早期発見及び保護を支援することにより、本人の安全確保と介護者の負担を軽減します。

認知症による一人歩きが見られる高齢者に端末機を携帯してもらい、介護者の照会に対して、24時間体制で端末機の位置情報を提供します。

【対象者】

次のいずれにも該当する方

- (1) 市内に居住する65歳以上の方（初老期認知症の方は65歳未満も含む）で、位置情報提供サービスが必要と認められる在宅の認知症高齢者
- (2) 介護保険法に規定する主治医の意見または医師の診断の結果、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ a からMまでの範囲と認められた方

【サービス内容】

- ① 専用端末を貸与します。※1週間に一度充電してください。
- ② 端末を対象者の方に携帯してもらいます。
- ③ スマホやパソコン等から検索するか、位置情報センターに依頼して検索します。

【手続き】

申請書を窓口へ提出してください。受付後、地域包括支援センター職員が訪問調査を行い、市がサービス利用の可否を決定します。利用決定後は、市が本サービスを委託している事業者と利用契約を結んでいただきます。

【費用】

月額 550円（税込）※口座引き落とし

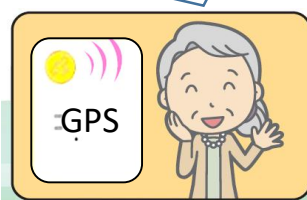
※利用取消しの際には、端末機を返却していただきます。

【窓口】

- ・ 高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251
- ・ 各地域包括支援センター（本誌1ページ参照）



←申請書

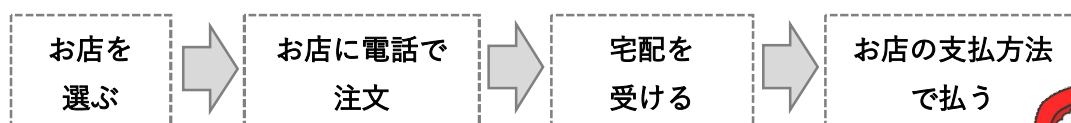


※自費購入

■お食事の宅配事業者のご案内

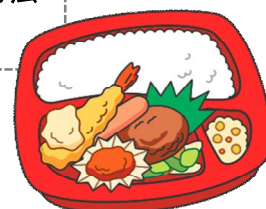
狛江市に登録した民間の宅配事業者が定期的に栄養バランスのとれた食事を配達します。

「安否確認」のサービスを行っている事業者は、配達時に安否確認をします。事業者の一覧は窓口及び市ホームページで確認できます。



【窓口】

高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251



■居宅内からごみ置場への日常的なごみ出しサポート

ごみを排出することができない高齢者に対し、シルバー人材センターの会員がごみ出しの指定時刻までに訪問し、前日までにまとめたごみ(可燃ごみは原則週1回、資源ごみは原則月1回)の排出をサポートします。

【対象者】

次のいずれにも該当する市内在住の方

- (1) 本人の居宅に居住する方がいずれも65歳以上である方
- (2) 本人の居宅に居住する方がいずれも市民税非課税である方
- (3) 本人の居宅に居住する方、または訪問介護等（ヘルパー等）の利用により、居宅内のごみをまとめることができる方（※ごみをまとめる等の居宅内の支援は行いません。）
- (4) 本人の居宅に居住する方がいずれも、要介護認定に伴う主治の医師等の意見書において、次の要件のいずれかに該当する方
 - ア 認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ b 以上であること
 - イ 障害高齢者の日常生活自立度がB 2 以上であること

※認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ a 以下、障害高齢者の日常生活自立度がB 1 以下の場合でも、地域包括支援センター職員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、ケースワーカーが作成した居宅内ごみ出しサポート事業意見書を提出し、市長の認定を受けた場合は、対象となる場合があります。

【費用】

無料

【窓口】

高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251



■高齢者のための熱中症予防スポット

各種施設のご協力により、暑い日の外出時に涼んでひと休みできる熱中症予防スポットを設置し、無料で開放しています。

【実施期間】

夏季（おおむね6月～9月）の間、原則午前10時～午後4時に実施しますが、時間帯は各施設により異なります。

実施期間中は、のぼり旗もしくはフラッグを立てていますので、目印にしてください。

【協力施設】

地域包括支援センター、シルバー人材センター、有料老人ホーム、グループホーム、薬局、郵便局、コンビニエンスストア等のうち、ご協力いただいている施設。

【窓口】

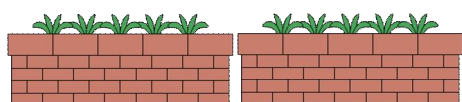
高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251



生活支援サービス

サービス一覧

事業名	窓口	掲載ページ
福祉有償運送（ハンディキャブ）	粕江市社会福祉協議会 総務課 地域総務係	24
笑顔サービス	粕江市社会福祉協議会 総務課 生活支援係	25
シルバー人材センターの家事援助サービス	シルバー人材センター本所	25
訪問型サービスA・B（家事等の生活援助）	地域包括支援センター (本誌1ページ参照)	26
入浴券の交付	高齢障がい課 高齢者支援係	26
理美容サービス		27
在宅高齢者等おむつ支給	・ 高齢障がい課 高齢者支援係 ・ 地域包括支援センター (本誌1ページ参照)	27
居宅内に蓄積したごみの片付け費用の給付	高齢障がい課 高齢者支援係	28
補聴器の購入費用の助成		29
高齢者自立支援【住宅改修費】の給付	・ 高齢障がい課 高齢者支援係 ・ 地域包括支援センター (本誌1ページ参照)	30
高齢者自立支援【日常生活用具】の給付		31
おむつ代を医療費控除として確定申告するための 確認書の交付	高齢障がい課 介護保険係	33
東京都シルバーパス	・ 一般社団法人東京バス協会 ・ 小田急バス粕江営業所	34
粕江市高齢者運転免許証自主返納推進事業	道路交通課 交通対策係	34



■福祉有償運送(ハンディキャブ)

車イスのまま乗車できる車両を使用して、バスやタクシーなどの公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障がいのある方々の移動の支援を行うサービスです。



【対象者】

市内在住で、次のいずれかの要件に当てはまる方

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている方
- (2) 要支援または要介護認定を受けて、介護保険証の交付を受けている方
- (3) その他肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい、その他の障害（発達障がい、学習障がいを含む）のある方

【利用の目的】

- 1. 医療機関への通院、入退院及び健診等
- 2. 福祉施設への通所、入退所
- 3. 公共機関または福祉団体等が主催する事業参加及び諸手続きのための外出
- 4. 余暇活動等の社会参加

【利用できる範囲】

原則として、狛江市内及び隣接の市区（調布市、世田谷区及び川崎市多摩区）とし、発地または着地のいずれかが狛江市内にあること

【利用できる時間】

月～金曜日（休日及び年末年始を除く）

午前9時（あいとぴあセンター発）～午後5時（あいとぴあセンター着）

※天候や車両故障等の事情により、運行を中止する場合があります。

【利用の登録】

利用にあたり、**事前に会員登録が必要**です。〈年会費 3,000円〉

会員登録にあたり、ご自宅を訪問し利用希望者の状況を確認します。

※ご利用希望者の身体等の状況により、ご利用いただけないこともあります。

【利用の予約】

利用は予約制です。原則として、利用日の3カ月前～5日前までに、電話または窓口にてお申込みください。（先着順）

【利用料金】

初めの60分—1,200円 以降30分毎—600円

目的地での車両待機料金—300円／30分

※有料駐車場などの実費は別途ご負担していただきます。

※利用時間は、車両があいとぴあセンターを出発してから、あいとぴあセンターに戻るまでの時間となります。

※利用料金は口座引落としとなります。

【窓口】

狛江市社会福祉協議会 総務課 地域総務係 福祉有償運送事業担当

☎080-4957-9695（直通）

平日 午前9時～午後5時（休日及び年末年始を除く）



■笑顔サービス

高齢者や障がい者等が困ったとき、地域住民の協力によりサービスを提供する、会員制による有料の支えあい活動です。利用するには、狛江市社会福祉協議会の会員登録が必要です。

※年会費一口 1,000円以上



【サービス内容】

家事援助サービス	住居などの掃除、衣類などの洗濯、生活必需品の買い物、食事作りなど
介助サービス	通院介助、外出介助など
その他の簡易なサービス	見守り、話し相手、趣味活動の手伝いなど

【利用料金・利用時間】

対 象	利用時間	利用料金
高齢者及び障がい者等への援助	月～土曜日、午前9時～午後5時 (第3土曜日・祝日・年末年始を除く)	800円／1時間
	上記以外の時間帯	1,000円／1時間
上記援助のうち同居家族等も使用する共有部分のサービス	月～土曜日、午前9時～午後5時 (第3土曜日・祝日・年末年始を除く)	1,000円／1時間

【窓口】

狛江市社会福祉協議会 総務課 生活支援係 笑顔サービス担当 ☎03-3488-0787
月～土曜日 午前8時30分～午後5時 (第3土曜日、日祝日、年末年始を除く)

■シルバー人材センターの家事援助サービス

シルバー人材センターに登録している健康で就業意欲のある高齢者（原則60歳以上）が、有償で家事のお手伝いをします。（※市内の仕事に限ります）

- ・家事援助サービス
- ・除草・植木剪定
- ・襖、障子の張替え
- ・大工・左官・塗装・電気
- ・縫製・衣服のリフォーム
- ・筆耕・宛名書き

※シルバー人材センターがお請けする業務は、「臨時的かつ短期的または軽易な業務」です。

※状況により、ご注文をお受けできない場合があります。



【費用・手続き】

詳細は、お問い合わせください。

【窓口】

狛江市シルバー人材センター（本所） ☎03-3488-6735



■訪問型サービス A・B（家事等の生活援助）

簡単な生活援助を行うサービスです。

【対象者】

次のいずれかに該当する市内在住の方

- (1) 要支援 1 または 2 の認定を受けた方
- (2) 「基本チェックリスト」の判定の結果、総合事業対象者の基準に該当した65歳以上の方



サービス名	サービス内容	利用者負担額（目安）※1割負担の場合
A	緩和された運営基準による、掃除、買い物、調理、洗濯等の簡易な生活援助	▶ヘルパー資格者によるもの 245円／1回 ▶認定ヘルパー(※)によるもの 216円／1回 ※市が定める研修を受けた市独自のヘルパー
B	住民ボランティア等による、掃除、買い物、調理、洗濯等の簡易な生活援助	200円／1回 （1回あたり1時間目安）

※利用者負担額については、介護保険の負担割合及び別途加算により増えることがあります。

【手続き】

地域包括支援センターによるケアマネジメントを受けていただいたうえで、適切なサービスを決定します。初めて利用する場合、まずは、要介護認定の申請が必要です。

【窓口】

地域包括支援センター（本誌 1 ページ参照）

■入浴券の交付

健康保持と保健衛生の向上のため、狛江市・調布市・世田谷区（一部）の公衆浴場で利用できる入浴券を『月 4 枚』交付します。

※入浴券の再発行はいたしませんので、紛失することがないようにしてください。

【対象者】

市内在住の65歳以上で自宅に入浴施設がない、または、やむを得ない事情により自宅の入浴施設を使用できない状況にあり、常時公衆浴場を利用する方で、市民税が非課税の方（ただし、生活保護受給者で生活扶助を受給している方は除きます。）

【手続き】

窓口で申請後、市が自宅の状況を確認し、利用の可否を決定します。

【窓口】

高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251



■理美容サービス

市内の理美容サービス実施店で散髪ができる理美容券を交付します。（年最大6枚）
実施店へ「来店」または自宅へ「訪問」もできます。

【対象者】

次のいずれかに該当する市内在住で在宅生活の方

- | |
|---|
| (1) 要介護4または要介護5と判定された方
(2) 要介護3と認定され、かつ主治医意見書に記載された障害高齢者の日常生活の自立度がB1からC2までの方 |
|---|

【手続き】

事前に窓口で申請してください。

【費用】

市の助成金額を超えた場合は、自己負担額が生じる場合があります。

【窓口】

高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251



■在宅高齢者等おむつ支給

在宅生活で常時おむつを使用している高齢者等に対して、おむつを支給し、在宅生活の継続を支援します。

【対象者】

次のいずれにも該当する市内在住で在宅生活の方

- | |
|---|
| (1) 要介護3から要介護5までの方
(2) 常時おむつを使用している方 |
|---|

※在宅を対象としたサービスであるため、施設等に入所、病院に入院されている方は対象なりません。

【支給内容】

カタログから選択した商品を、委託事業者がご自宅等へ月1回配送します。

【手続き】

事前に窓口で申請してください。

【費用】

1カ月あたり5,000円を超えた額の3割は、自己負担となります。

(100円未満切捨て)

【窓口】

- ・地域包括支援センター（本誌1ページ参照）
- ・高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251



■居宅内に蓄積したごみの片付け費用の給付

居宅内（居宅の属する敷地を含む）に著しく大量のごみが蓄積した高齢者に対し、蓄積したごみの片付けに伴う費用を給付します。

【対象者】

次のすべての要件を満たす市内在住の方

- (1) 本人の居宅に居住する者がいずれも65歳以上の方
- (2) おおむね10㎡を超える量のごみが居宅内に堆積していることにより、衛生面等で著しく劣悪な環境にある居宅に現に居住している方
- (3) 本人の居宅に居住する者がいずれも市民税非課税である方（生活保護受給者を除く。）
- (4) 本人の居宅に居住する方がいずれも、要介護認定に伴う主治の医師等の意見書において、次の要件のいずれかに該当する方
 - ア 認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ b 以上であること
 - イ 障害高齢者の日常生活自立度がB 2 以上であること

※認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ a以下、障害高齢者の日常生活自立度がB1以下の場合でも、地域包括支援センター職員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、ケースワーカーが作成した居宅内ごみ出しサポート事業意見書を提出し、市長の認定を受けた場合は、対象となる場合があります。

【対象経費】

一世帯あたり20万円を上限として給付します。

（上限額に達するまでの申請回数は問いません。）

ごみの片付け費用のほか、消毒費用等の衛生的な居住環境を整えるために必要な費用全般を対象とします。ただし、狛江市廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例第49条第1項に規定する廃棄物処理手数料（ごみ袋の料金、粗大ごみの手数料等）は、申請者が費用を負担します。

給付金は、ごみの収集・運搬作業を受託した事業者に市から直接支払います（上限額を上回る費用は、申請者が直接ごみの収集・運搬作業を受託した事業者を支払います。）。ごみの収集・運搬は、必ず一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者に依頼してください。

【窓 口】

高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251



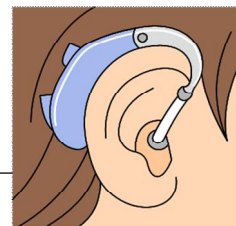
■補聴器の購入費用の助成

軽中等度難聴の方に対し、補聴器の購入費の一部を助成します。

【対象者】

申請日において、以下の要件をすべて満たす方

- (1) 市内在住で、満18歳以上の方
- (2) 住民税が非課税の方
または、住民税は課税であるが前年の合計所得金額が210万円以下の方
- (3) 障害者総合支援法に基づく補装具としての補聴器の支給対象者でない方
(聴覚障害による身体障害者手帳の申請をしていない方)
- (4) 聴力が両耳とも30デシベル以上70デシベル未満である方
- (5) 過去5年以内にこの事業による助成金の交付を受けたことがない方

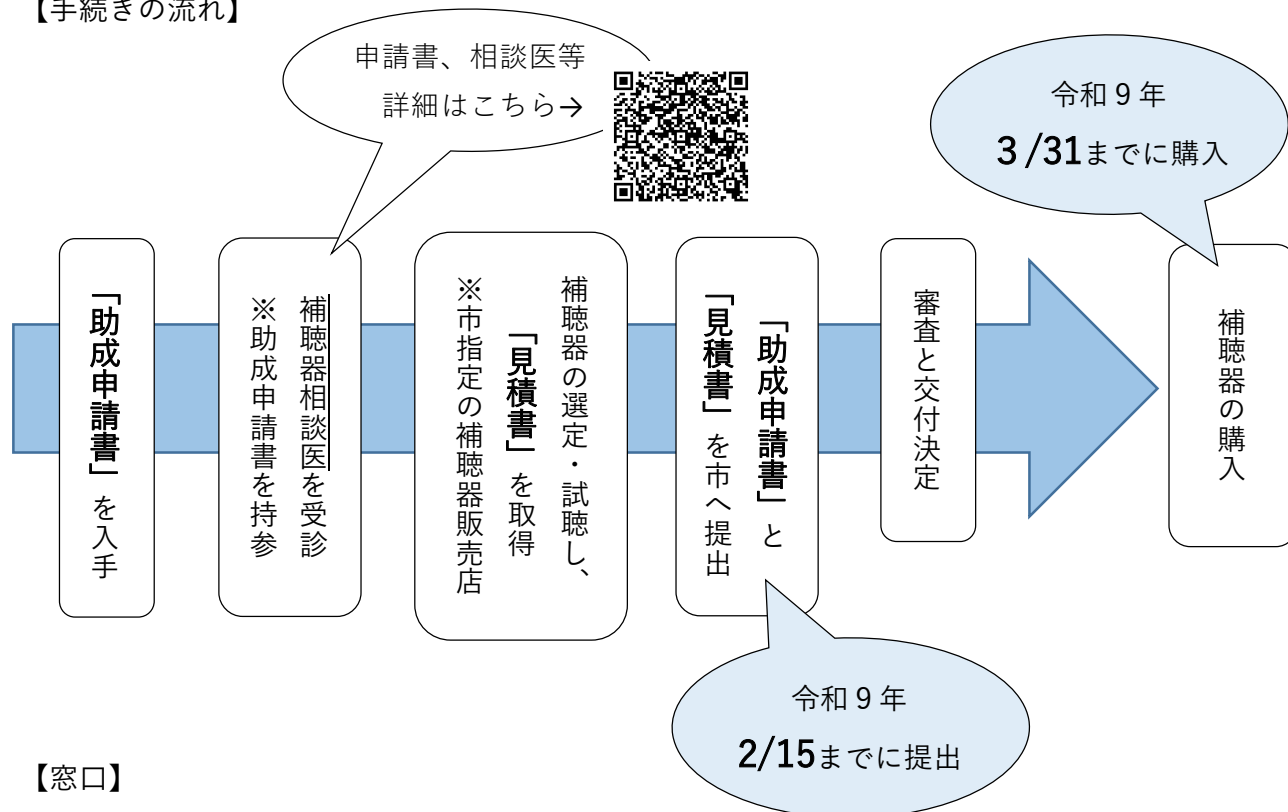


【助成額】

助成上限額：40,000円

※購入前に、窓口で申請してください。

【手続きの流れ】



【窓口】

高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251

■高齢者自立支援【住宅改修費】の給付

住宅をバリアフリー化するための改修費用を給付します。

【対象者】

市内在住の65歳以上の方で、下記の表に定める対象者に該当する方

【工事の対象】

現在困難な動作を解消する福祉的な工事が対象であり、将来的な不安や古くなったことによる修理や取替えは対象となりません。

改修区分	対象者	工事内容	給付限度額
予防改修	市内在住の65歳以上で、介護保険の要介護認定で自立（非該当）と判定された方	手すりの取り付け、段差の解消、床・通路面の材料変更、扉の取替え、和式から洋式への便器の取替え	200,000円
設備改修	市内在住の65歳以上で、介護保険の要介護認定で自立（非該当）・要支援・要介護と判定された方（要支援・要介護の方は、介護保険の居宅介護住宅改修・介護予防住宅改修も併用できます。利用限度額は20万円）	浴槽の取替え（高さ、深さを浅くする工事など）	379,000円
		流し、または洗面所の取替え	156,000円
		便器の取替え	106,000円

【負担額】

自己負担割合は、介護保険サービスの負担割合に準じ、所得の状況などによって、1割、2割、3割のいずれかになります。

※生活保護を受けている方は、自己負担はありません。

※給付限度額を超える額については、全額自己負担となります。

【手続き】

「申請書」により、必ず改修前に窓口に申請してください。

申請後、市が現地調査を行ったうえで、給付の可否を決定します。

《提出書類》

- ☐ 申請書 ☐ 見積書 ☐ 住宅改修が必要な理由書
- ☐ 改修前、改修後の平面図と立面図・写真
- ☐ 住宅改修承認書（家屋所有者が本人以外の場合のみ）

※改修後の申請はできません。



←申請書

【窓口】

- ・地域包括支援センター（本誌1ページ参照）
- ・高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251

■高齢者自立支援【日常生活用具】の給付

高齢者の自立した生活を支援するため、日常生活用具購入費の一部を支給します。ただし、介護保険制度を優先します。

【対象者】

市内在住の65歳以上の方で、本誌32ページの表に定める対象者に該当する方

【対象種目】 ※各種目につき1回限り

- ・入浴補助用具
- ・T字杖
- ・シルバーカー
- ・電磁調理器

【負担額】

自己負担割合は、下表のいずれかになります。

生活保護受給者	免除
世帯全員の市民税が非課税	1割
世帯に市民税課税所得者がいる	2割

※給付限度額を超える額については、全額自己負担となります。

【手続き】

「申請書」により、必ず用具等の購入前に窓口申請してください。

申請後、地域包括支援センター職員が訪問調査を行い、用具等の給付が適切と認められた方については市が給付決定を行い、業者が用具等をお届けします。

《提出書類》 ☐ 申請書 ☐ 見積書



←申請書

※購入後の申請はできません。

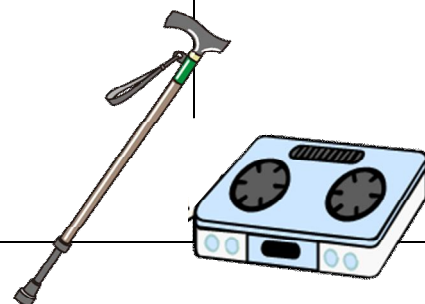
【窓口】

- ・地域包括支援センター（本誌1ページ参照）
- ・高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251



日常生活用具の給付一覧

種 目	対象者	性能等	給付限度額
入浴補助用具	市内在住の65歳以上で、介護保険の要介護認定で自立（非該当）と判定され、入浴動作に支障がある方	座位の維持、浴槽への入水等の補助が可能なもの	20,000円
T字杖	市内在住の65歳以上で、介護保険の要介護認定で自立（非該当）、要支援、要介護1と判定され、歩行に支障がある方	次のすべてに該当する性能を有するもの (1)高齢者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	5,000円
シルバーカー	市内在住の65歳以上で、介護保険の要介護認定で自立（非該当）、要支援、要介護1～2と判定され、歩行に支障がある方	(2)転倒防止、立ち上がり動作の補助等の目的に適合するもの	24,000円
電磁調理器	市内在住の65歳以上で、認知症、またはもの忘れ等がある方で、次のいずれかに該当する世帯に属する方 (1)一人暮らし、または65歳以上の高齢者のみの世帯 (2)同居者の就労等の理由により常時6時間以上、65歳以上の高齢者のみの世帯となる日が週3日以上となる世帯 (3)同居者の疾病等の理由により実質的に65歳以上の高齢者のみで構成される世帯	炎を生じさせず、電磁作用によって鍋等を発熱させる調理器で、卓上型かつ加熱式のコンロ部分が二口以下であること	20,000円



■おむつ代を医療費控除として確定申告するための確認書の交付

おむつ代を医療費控除として確定申告する場合、医師の証明書が必要ですが、介護保険主治医意見書において下記内容が確認できる場合は、医師の証明書の代わりに市役所が交付する「確認書」でも申告できます。

ただし、令和5年以前の年分は、申告することが2回目（2年目）以降の方が対象です。
以下の項目をご確認ください。

- (1) 交付対象者は、要介護認定を受けている方で、本人またはその扶養者がおむつ代を医療費控除として確定申告する予定であること
- (2) 基準日は医療費控除の対象となる年の12月31日（交付対象者が年の途中で亡くなっている場合は、死亡日）で、要介護認定有効期間が、申告1年目の方は継続して6カ月以上、申告2年目以降の方は13カ月以上の方
- (3) 介護保険主治医意見書の記載で、障がい高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）の記載が、B1、B2、C1またはC2のいずれかであること
- (4) 介護保険主治医意見書の記載で、カテーテルを使用していること、または尿失禁が現在ある若しくは今後発生の可能性の高い状態にあることが確認できること
- (5) 令和6年以降の年分のおむつ代について医療費控除を受けるのが1年目の場合で複数の要介護認定に係る主治医意見書がある場合、その全てで上記③・④が確認できること

この(1)～(5)のうち一つでも該当しない項目がある場合は、確認書は交付できませんので、医師の証明書が必要となります。

※現に有している要介護認定の有効期間が13カ月以上で、控除を受けようとする当該年に主治医意見書が作成されていない場合は、その前年以前において作成された主治医意見書のうち、最も新しいもので確認します。

【手続き】

窓口、または郵送で申請してください。

【窓口】

高齢障がい課 介護保険係 ☎03-3430-1262



←申請書



■東京都シルバーパス

東京バス協会が都営地下鉄、都電、都バス、都内の民営バスに乗車できるシルバーパスを発行します。

※東京都の事業で、一般社団法人 東京バス協会が実施しています。

【対象者】

70歳以上の都民（ただし、寝たきりの方を除く）

【手続き】

シルバーパス常設窓口へ申請（狛江市内は小田急バス狛江営業所）

【有効期間】

発行日から最初に到来する9月30日まで

【購入費用（負担金）】

詳細↓



対 象 区 分	負担金（1年分）
市民税が非課税の方、または前年の合計所得金額が135万円以下の方	1,000円
その他の方（※4月から9月までは6,000円）	12,000円

※ なお、20,510 円の利用者負担金は、令和7年10月以降、制度見直しまでの措置として12,000 円に引き下げられています。

※シルバーパスを利用するには、お一人1枚の交通系ICカード「**PASMO（パスモ）**」が必要です。（負担金＋発行費用1,000円）

【窓口】

- ・小田急バス狛江営業所 ☎03-3480-1311
- ・一般社団法人 東京バス協会シルバーパス専用電話 ☎03-5308-6950



■狛江市高齢者運転免許証自主返納推進事業

運転免許証を返納する方に、狛江ブランド農作物等を進呈します。

【対象者】

平成29年4月1日以降に65歳以上で運転免許証（マイナ免許証含む）を自主返納した市内在住の方。（65歳の誕生日前の自主返納は対象外です。）

ただし、運転免許の停止・取消しの行政処分中や、停止・取消し処分の基準等に該当する方等は、自主返納することができません。

【申請期間】

令和9年3月31日まで

【申請書類】

☐ 申請書 ☐ 取消通知書の写し ☐ 身分証明書等の写し

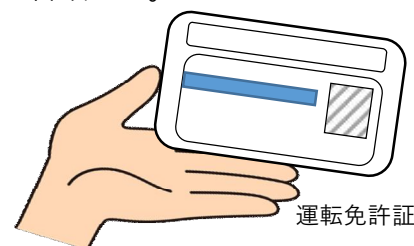
※取消通知書は、警察署等で自主返納手続きを行うと交付される書類です。

【特典内容】（申請時にいずれかを選択）

- ・狛江市観光協会が推奨する市内店舗の商品等
- ・狛江ブランド農産物（引き渡し時期に制限があります。）

【窓口】

道路交通課 交通対策係 ☎03-3430-1314



認知症支援

■認知症の早期発見・早期対応

認知症を早期に発見し、早期に相談や診断・治療、生活環境の整備につなげます。

	内 容	窓 口
認知症チェックサイト 	どなたでも、市ホームページ（認知症支援）に掲載された専用サイトで、認知症の兆候を簡単にチェックすることができます。	高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251
認知症早期発見チェックリストの送付	65歳以上の方に、毎年7月上旬に認知症の早期発見を促すためのチェックリストを送付します。	
もの忘れ相談会	認知症サポート医、地域包括支援センター職員が、もの忘れや認知症が心配な本人または家族、関係者の相談に応じます。 <u>※広報こまえ、または市ホームページで日程を確認のうえ、窓口へお申込みください。</u>	
認知症初期集中支援チーム	認知症サポート医、医療・介護の専門職がチームとなって、医療や介護サービスを受けていない、または中断して自宅で生活をしている認知症、または認知症を疑われる方等の相談に応じ、集中的な支援を行います。 <u>※窓口へ事前予約の上、ご相談ください。</u>	各地域包括支援センター （本誌1ページ参照） 福祉相談課 相談支援係 ☎03-3430-1246

【費用】

無料



■認知症普及啓発（認知症への正しい理解）

地域の皆さんが認知症について正しく理解し、認知症の人と家族が困ったときに手助けをしてくれることで、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができます。

	内 容	申込方法
認知症サポーター 養成講座	認知症に対する正しい知識を持ち、認知症の人と家族を温かく見守る「認知症サポーター」になっていただくための講座です。1時間から1時間半の講義を受講すれば、どなたでも認知症サポーターになることができます。市民向けに定期開催しているほか、企業、各種団体、小・中学校等でも実施しています。	開催希望があれば窓口へご連絡ください。 ※講座修了者には、サポーターの「目印」として、オレンジリングをお渡しします。
認知症サポーター ステップアップ 講座	認知症サポーター養成講座を受講された方を対象に、認知症に対する理解をさらに深め、その知識を活かして地域で活躍していただくための講座です。	広報こまえでお知らせします。
認知症啓発 イベント	認知症に対する正しい知識を得るためのイベントを実施します。	

【費用】

無料

【窓口】

高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251



■認知症家族支援

家族介護者の会

介護をしているご家族が集い、気軽に情報交換や相談ができる場です。

名 称	会 場	開催日・時間	連絡先
家族介護者の会	クオール薬局 狛江店 2 階 (中和泉 1 - 1 - 1)	毎月第 3 木曜日 午後 1 時30分 ～ 3 時30分	高齢障がい課高齢者支援係 ☎03-3430-1251
こまえ正吉苑 ケアラーの会	こまえ正吉苑 (西野川 2 -27-23)	毎月第 4 水曜日 午後 1 時30分 ～ 3 時30分	地域包括支援センター こまえ正吉苑 ☎03-5438-2522
介護をされている ご家族の おしゃべり会	狛江共生の家「多麻」 (駒井町 1 - 1 - 2)	偶数月第 3 金曜日 午後 1 時30分～ 3 時30分	地域包括支援センター こまえ苑 ☎03-3489-2422
	ふらっとなんぶ (駒井町 3 - 7 - 1)	奇数月第 3 金曜日 午後 1 時30分～ 3 時30分	
ほっとカフェ in 杉の子	杉の子 (中和泉 5 - 9 - 3)	毎月第 2 水曜日 午前10時～午後 1 時	あいとぴあ地域包括支援センター ☎03-5438-3565

認知症カフェ

認知症の方やその家族、地域の方、ケアに携わる専門職が集い交流できる場です。

名 称	会 場	開催日・時間	連絡先
さくらカフェ (※参加費300円)	こまえ正吉苑 二番館 (西野川 4 - 8 - 8)	毎月第 2 木曜日 午後 1 時30分 ～ 3 時30分	地域包括支援センター こまえ正吉苑 ☎03-5438-2522
せせらぎカフェ	ふらっとなんぶ (駒井町 3 - 7 - 1)	偶数月第 3 火曜日 午後 1 時30分～ 3 時	地域包括支援センター こまえ苑 ☎03-3489-2422
	狛江共生の家「多麻」 (駒井町 1 - 1 - 2)	奇数月第 4 土曜日 午後 1 時30分～ 3 時	
こまカフェ	こまほっとシルバー 相談室多摩川住宅	毎月第 3 水曜日 午後 1 時～ 3 時	あいとぴあ地域包括支援センター ☎03-5438-3565
慈恵結びの会	東京慈恵会医科大学 西部医療センター ガジュまるホール	12/12(土)、3/13(土) 午前10時～正午 ※令和 9 年度の日程は未定	東京慈恵会医科大学西部医療センター 認知症疾患医療センター ☎03-3480-1151

チームオレンジ

近隣の認知症サポーターがチームになって、認知症の方やその家族を支援する仕組みです。

名 称	会 場	開催日・時間	連絡先
つどいの場みらいcafe ひといき（参加費300円）	つどいの場みらい （中和泉2-3-13）	毎週金曜日 午後2時～4時	あいとぴあ地域包括支援センター ☎03-5438-3565
チームオレンジ野川 ひとのわ（参加費100円）	野川のえんがわ こまち （西野川2-31-1）	第1・3・4木曜日 午後1時30分～3時30分	地域包括支援センターこまえ正吉苑 ☎03-5438-2522

夜間の介護相談会（予約制）

医療・介護の専門職による個別相談会です。

オンラインでの参加も可能です。専用フォームからも相談を受け付けています。



名 称	会 場	開催日・時間	連絡先
夜間の介護相談会	つどいの場みらい （中和泉2-3-13）	奇数月の第3金曜日 午後6時～8時	つどいの場みらい ☎080-7994-9929（市川）



狛江市認知症あんしんガイド

狛江市認知症あんしんガイド（狛江市認知症ケアパス）

認知症の方とご家族、地域住民のみなさんに向けた市内の認知症総合ガイドブックです。



- ・ 認知症の理解
- ・ 窓口・サービス一覧
- ・ 家族の方へ
- ・ 地域でできること等
- ・ 支援マップ
- ・ 関連する制度一覧



ご希望の方は、窓口へお問い合わせください。

【窓口】

高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251

住まい

■シルバーピア

高齢者に配慮した高齢者専用の市営集合住宅です。日常生活の見守りとして、居室に緊急通報装置及び生活活動を検知するセンサーが設置されているほか、入居者の生活相談や見守りを行う生活協力員（ワーデン）を配置しています。

募集は空室が発生した場合に行います。応募者の状況や心身の状態などを総合的に判断したうえで入居者を決定します。

【対象者】

以下のすべてに該当する方

- (1) 市内に引き続き3年以上お住まいの方
- (2) 65歳以上の単身世帯、または65歳以上の二世帯（同居者は60歳以上）
- (3) 所得が定められた基準内である方（基準については別途お問い合わせください。）
- (4) 持ち家に居住していない方
- (5) 独立して日常生活を営むことができる方
- (6) 現に住宅に困窮している方
- (7) 暴力団または暴力団員等と関係を持っていない方
- (8) 連帯保証人がいる方
- (9) 共同住宅のため、居住ルールを厳守できる方

【戸数】

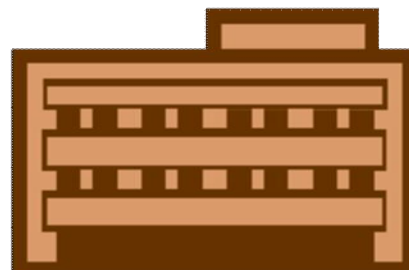
名称	所在地	戸数	
シルバーピア いわど	岩戸北 3-3-7	世帯用	2戸
		単身用	10戸
シルバーピア のがわ	西野川 1-13-5	単身用	17戸
シルバーピア いずみ	中和泉 5-20-20	単身用	16戸

【手続き】

空室が発生した場合は、広報こまえ及びホームページに募集の案内を掲載します。また、募集案内・申込書は募集期間中、窓口で配布します。

【窓口】

高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251



■老人ホームなどの施設の概要



種 類	概 要	主な特徴
有料老人ホーム	高齢の入居者に、食事や生活サービス、介護を提供する。	・ホームにより料金や規模の違いが大きい ・入居時に前払金が必要な場合がある ・ホームスタッフが介護を行う場合が多い
サービス付き 高齢者向け住宅	安否確認や生活相談などを提供するバリアフリー構造の高齢者向け住宅	・サービスの内容、料金は住宅によって異なる。賃貸借契約であることが多い ・介護が必要になった場合、原則として外部の介護保険サービスを利用する
軽費老人ホーム (ケアハウス)	独立生活に不安がある高齢者が、低廉な料金で入居できる。	・介護が必要になった場合、退所を求められることがある ・施設のスタッフが介護を行うところと、外部サービスの利用が必要となるところがある
都市型軽費老人 ホーム	都市部などで面積要件を緩和し、家賃等を低額に抑えて入居できる。	・自炊できない程度の健康状態で、独立した生活に不安が認められる60歳以上の方が対象となる ・介護が必要となった場合は、外部サービスを利用する
認知症高齢者 グループホーム	認知症高齢者が少人数で共同生活を送りながら、介護や身の回りの世話等を受ける。	・グループホームがある市の住民限定で、要支援2以上の認知症の方が対象となる ・家庭的な環境で生活することができる ・グループホームのスタッフが介護等を行う
特別養護 老人ホーム	常時介護が必要で在宅介護が困難な高齢者に、介護サービスを提供する。	・原則要介護3以上の方を対象に、重度の介護にも対応可能である。介護の必要性が高い方を優先的に入所させる ・所得により低廉な費用で利用できる ・個室の場合追加費用が必要なことがある
介護老人保健施設	症状は安定しているが自宅での生活が困難な高齢者に、医療ケアと介護、生活サービス等を提供する。	・要介護1以上の方を対象に、病院と自宅の中間的な位置付けで、自宅復帰を目指したりハビリを受けられる ・所得により低廉な費用で利用できる ・個室の場合追加費用が必要なことがある

■特別養護老人ホームの申込みについて

特別養護老人ホームは、常に介護が必要で、自宅では介護ができない方を対象とします。食事、入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

【対象者】

介護保険の要介護認定において、原則要介護3以上の認定を受けている方

【申込方法】

入所希望施設に申込書等を持参するか、郵送または電子メール（市内施設のみ）で直接申し込みます。本人または家族の申込みが原則ですが、介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センター職員に代行を委任することができます。

【提出書類】

- ☐ 指定介護老人福祉施設入所申込書
- ☐ 直近のサービス利用票（在宅で介護保険サービスを利用している方のみ）

※提出書類については事前に各施設に確認してください。

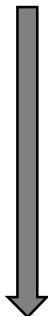
【入所者の決定】

常時介護を必要とし、かつ居宅での介護が困難な方に優先性と公平性を確保するために点数制をとっています。

《評価項目》

- ①本人の身体状況（要介護度・認知症の度合いなど）
- ②介護者の状況（介護者の有無、健康状態など）
- ③住宅の状況（介護が困難な住宅の状況など）
- ④サービス利用状況

【入所までの流れ】

- 
- （1）入所希望施設へ「指定介護老人福祉施設入所申込書」を提出
 - （2）「指定介護老人福祉施設入所申込書」に基づく点数化（第一次評価）
 - （3）点数の高い方から各施設の待機者名簿に搭載
 - （4）待機者名簿上位者の方に対し施設入所相談員が面接を実施
 - （5）各施設における入所検討委員会において、面接結果等を踏まえ、入所の可否について検討（第二次評価）
 - （6）入所決定

【窓口（※申込みの手引き配布場所）】

高齢障がい課 介護保険係 ☎03-3430-1262

※窓口には「申込みの手引き（申込書付き）」があります。申込みは各施設へ。



『こまるっとナビ』（社会資源把握支援サービス）

狛江市内の老人ホームや医療介護事業者等をお探しの際は、社会資源把握支援システム『こまるっとナビ』をご利用ください。



■特別養護老人ホーム一覧表（市内施設）

施設名	所在地	交通案内
こまえ苑	〒201-0005 狛江市岩戸南4-17-17 ☎03-3489-2404 FAX 03-3489-2587 メール tokuyouss@komaeen.or.jp	○狛江駅より小田急バス宇奈根行 「こまえ苑」下車 ○狛江駅または和泉多摩川駅より小田急バス喜多見住宅行「喜多見住宅」下車 徒歩3分 他、こまバス（市内循環バス）も有
こまえ正吉苑	〒201-0001 狛江市西野川2-27-23 ☎03-5438-0555 FAX 03-3488-0056 メール komae@shoukichi.org	○狛江駅または調布駅より小田急バス成城学園前駅西口行「御台橋」下車 徒歩8分 ○狛江駅北口よりこまバス（市内循環バス）北ルート「こまえ正吉苑入口」下車
こまえ正吉苑二番館	〒201-0001 狛江市西野川4-8-8 ☎03-5761-1040 FAX 03-3430-5272 メール komae2@shoukichi.org	○狛江駅北口よりこまバス（市内循環バス）北ルート「前原公園北口」下車 徒歩5分 ○国領駅より徒歩15分

■住まい探しの相談窓口（事前予約制）

住まいの確保にお困りの方からの相談を受け付け、要望に見合う民間賃貸住宅とのマッチングを行います。※公営住宅は対象外です。

【対象者】

高齢者、障がい者、子育て家庭など

【実施日時】

原則、毎月第1火曜日（3枠／各30分）①午前10時～ ②午前10時45分～ ③午前11時30分～

【費用】

無料

【申込】

福祉政策課 福祉政策係 ☎03-3430-1240



みんなのあんしん介護保険



介護保険サービスを利用するための手順やサービスの内容をわかりやすくまとめたパンフレットです。

介護保険料の仕組みなど介護保険制度全般について解説しています。
居宅サービスの種類と費用の目安も掲載しています。

[令和8年5月 令和8年度版発行]

ご希望の方は、お問い合わせください。

高齢障がい課 介護保険係 ☎03-3430-1262

■都営住宅

	時 期	方式	対 象
定期募集	5月上旬	抽選	家族向、単身者向、 若年夫婦・子育て世帯向（定期使用住宅）
	8月上旬	ポイント	家族向
		抽選	単身者向、 シルバーピア（単身者・二人世帯向）
	11月上旬	抽選	家族向、単身者向、 若年夫婦・子育て世帯向（定期使用住宅）
	2月上旬	ポイント	家族向
		抽選	単身者向、 シルバーピア（単身者・二人世帯向）
毎月募集	毎月中旬	抽選	結婚予定者向（定期使用住宅）、単身者向 ※「単身者向」の募集は4月、7月、10月、1月の4回のみ行います。
随時募集	通年	先着順	家族向、若年夫婦・子育て世帯向
			単身者向 ※一部期間のみ
高齢者等ふれあい同居募集	常時募集	先着順	親族でない高齢者の方同士、障害者の方同士 などで入居をご希望の方

【入居資格について】

都営住宅に入居するのが2人以上の家族か、単身者なのかによって、満たすべき要件が異なります。2人以上の家族で入居する方は家族向の入居資格、単身で入居する方は単身者向の入居資格をお確かめください。

【単身者向の入居資格】

申込期間に、次の（１）～（６）のすべてにあてはまる必要があります。また、入居資格に関する年齢は、申込期間の満年齢が要件にあてはまる必要があります。

- （１）東京都内に継続して3年以上居住していること
- （２）配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること
- （３）次の資格要件のいずれかにあてはまること

申込区分	資 格 条 件
60歳以上	60歳以上であること。
身体障害者1級～4級	身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者であること。
単身精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級～3級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）であること。
単身知的障害者	知的障害者で上記「単身精神障害者」の精神障害の程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で1度～4度）であること。
生活保護または中国残留邦人支援給付受給者	生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること。
海外からの引揚者	海外からの引揚者で、日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること（都内居住が3年未満でも可）。 ※海外からの引揚者とは、昭和20年（1945年）8月15日の終戦に伴って、やむを得ない理由により日本に引き揚げた者等をいう。
ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等で、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。
単身DV被害者	配偶者等（婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含む。）から暴力を受けた被害者で、次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または女性自立支援施設における保護が終了した日から起算して5年以内 イ 配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内

（４）所得金額(※)が定められた基準内であること

（５）住宅に困っていること（住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人でないこと）

（６）暴力団員でないこと

※「所得金額」とは、給与の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」の欄の金額、あるいは確定申告書の所得金額の合計欄の金額です。年金の方は課税証明書（または非課税証明書）でご確認いただくと便利です。

【家族向の入居資格】

申込期間に、次の(1)～(5)のすべてにあてはまる必要があります。また、入居資格に関する年齢は、申込期間の満年齢が要件にあてはまる必要があります。なお、東日本大震災または大規模災害により住居を失うなどの被害を受けた方に対し、入居資格の一部を緩和します。

- (1) 申込者が東京都内に居住していること
- (2) 同居親族がいること
- (3) 住宅に困っていること（住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人でないこと）
- (4) 所得金額(※)が定められた基準内であること
- (5) 暴力団員でないこと

※「所得金額」とは、給与の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」の欄の金額、あるいは確定申告書の所得金額の合計欄の金額です。年金の方は課税証明書（または非課税証明書）でご確認いただくと便利です。

地元割当募集

市民を対象に5月と11月に、市内の都営住宅の募集を行う場合があります。都の5月上旬と11月上旬の都営住宅（抽選方式）の募集と重複して応募できます。

手続き等は「広報こまえ」または市ホームページでご確認ください。募集案内・申込書は、市役所2階エレベーター横で配布します。（夜間、土日祝は宿直室で配布）

【窓口】

まちづくり事業課 住宅係 ☎03-3430-1359

【窓口】

JKK東京 都営住宅募集センター

☎03-3498-8894

〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山 3F

受付時間／午前9時～午後6時（土日祝・年末年始を除く）



その他

■障害者控除対象者認定書の交付（確定申告）

確定申告で所得税および住民税（市民税・都民税）の障害者控除を受ける場合、身体障害者手帳などの提示が必要ですが、身体障害者手帳などの交付を受けていない方でも障がい者または特別障がい者に準ずると認められた方は障害者控除の対象となります。対象者には障害者控除対象者認定書を発行します。

【対象者】

次のいずれにも該当する方

- （１） 65歳以上である方
- （２） 障害者控除の対象となる年の12月31日時点で要介護１以上の認定を受けている方
- （３） 介護保険主治医意見書に記載された障害高齢者及び認知症高齢者の日常生活自立度が判定基準を満たしている方

【判定基準】

要介護１と要介護２の方	・ 介護保険主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度がＢ１以上の方…障害者 ・ 介護保険主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上の方…障害者
要介護３以上の方	・ 介護保険主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度がＢ１の方…障害者 Ｂ２以上の方…特別障害者 ・ 介護保険主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa・Ⅱbの方…障害者 Ⅲa以上の方…特別障害者

【所得金額からの控除額】

区 分	障害者控除	特別障害者控除
所得税	27万円	40万円
市民税・都民税	26万円	30万円

【窓口】

高齢障がい課 介護保険係 ☎03-3430-1262

申請書→



■特別障害者手当

重度の障がいのために必要となる特別の負担の軽減の一助として手当を支給し、障がい者の福祉の向上を図るものです。

【対象者】

精神または身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある市内在住の20歳以上の方

【手続き】

申請のあった月の翌月分から2月、5月、8月、11月に指定の銀行等の本人口座に振り込みます。

【手当額】

月額 30,450円（令和8年4月1日時点）

【支給制限】

次のいずれかに該当する場合は、支給することができません。

- （1）施設（特別養護老人ホーム、障害者支援施設、療養介護を行う病院など）に入所している場合
※グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅は「施設」に該当しません。
- （2）病院または診療所（介護医療院及び介護老人保健施設を含む。）に継続して3カ月を超えて入院している場合
- （3）受給者本人または扶養義務者の前年所得が、所得制限の基準額を超える場合

【窓口】

高齢障がい課 障がい者支援係 ☎03-3430-1249

■狛江市生き活きノート（介護予防手帳）

いつまでも元気に自分らしく暮らしていくために、高齢者の健康づくり（介護予防）に役立つ情報をまとめたノートです。

市内で活動できる場が紹介されており、ご自身の活動記録にも活用できます。

【配架場所】

- ・ 高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251
- ・ 各地域包括支援センター（本誌1ページ参照）



■敬老金・敬老記念品

市内に居住する高齢者に長寿のお祝いとして、敬老金または記念品を贈呈します。

【対象者と支給内容】

当該年度9月1日現在、狛江市の住民基本台帳に登録されている方

対象者	支給内容
満77歳の方	現金 5,000円
満88歳の方	現金 8,000円
満99歳の方	1万円相当の記念品（カタログギフト）

【支給方法】

9月下旬に郵送によりお届けします。申請は不要です。

【窓口】

高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251

■狛江市エンディングノート

ご自身の最期を見つめて、後に残る人に伝えておきたい想いや情報を整理し、これからの人生を前向きなものとするためのお手伝いをするノートです。

「NPO法人狛江共生の家」共同制作



（内容）

病気になったら
 介護が必要になったら
 葬儀のこと
 もしもの時の連絡先リスト
 渡したいもの
 処分したいもの
 大切な人たちへのメッセージ
 財産について

など

【配架場所】

- ・ 高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251
- ・ 各地域包括支援センター（本誌1ページ参照）

狛江市シルバーガイドブック（令和８年度版）
（登録番号R８－24）

発行日 令和８年９月

編集・発行 狛江市福祉保健部高齢障がい課
狛江市和泉本町１丁目１番５号
電話 03（3430）1111

庁内印刷 無 償

